

岡山県農業経営者協会会則

(目的)

第1条 この会は、認定農業者等の交流、研さんをはじめとする自主活動を助長し、これらに対する情報提供を行うことにより、農業経営改善目標の達成を支援することをもって、農業経営の健全な発展と農業者の社会的地位の向上並びに本県農業の振興に寄附することを目的とする。

(定義)

第2条 この会則において「認定農業者等」とは、農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画の認定を受けた個人並びに法人、及びこれを志向する個人並びに法人をいう。

(名称)

第3条 この会は、岡山県農業経営者協会と称する。

(事務所)

第4条 この会の事務所は、一般社団法人岡山県農業会議事務所内に置く。

(事業)

第5条 この会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の交流及び研さん
- (2) 会員に対する情報提供
- (3) 認定農業者等の組織化の支援
- (4) 全国稲作経営者会議及び日本農業法人協会活動に賛同する会員の支援
- (5) その他必要な事項

(会員)

第6条 この会の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 認定農業者等である農業経営者
- (2) その他この協会に賛同する農業経営者及び関係団体等とする。

(会費)

第7条 この会の会員は、毎事業年度において会費を納入しなければならない。

(経費)

第8条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会議)

第9条 この会の会議は、総会、役員会及びこれに準ずる会議とする。

1. 会議の議長は会長があたる。
2. 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。
3. 次に掲げる事項は、総会の議決又は承認を要する。
 - (1) 会則の変更及び廃止
 - (2) 理事及び監事の選任
 - (3) 事業計画
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認
 - (5) 会費の額、納入の時期及び方法
4. 次に掲げる事項は、役員会の議決又は承認を要する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) その他、会の運営に必要な重要事項

(役員)

第10条 1. この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - (3) 理事 8人以内（会長及び副会長を含む）
 - (4) 監事 2人
2. 理事及び監事は、総会において選任する。
 3. 会長及び副会長は、理事の互選による。
 4. 監事は、会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

- 第11条 1. 役員任期は3年とする。ただし再選を妨げない。
2. 理事又は監事が辞任したことにより選任された理事又は監事の任期は、前任者の在任期間とする。

(顧問)

- 第12条 1. この会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、学識経験者を有する者の中から会長が委嘱する。

(事業年度)

- 第13条 この会の事業年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終了する。

(事務処理)

- 第14条 この会の事務処理は、一般社団法人岡山県農業会議がこれを行う。

(附則)

1. この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会において定める。
2. この会則は平成21年4月1日から施行する。
3. この会則は令和5年4月1日から施行する。(改正)